

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	原子炉建屋タンク室で作業をしていた協力企業作業員1名が、1日あたり1ミリシーベルトを超える計画外の被ばく（1.05ミリシーベルト）をしたため、対応検討	A	3月18日公表済 (PDF108KB)

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器出口水素ガス濃度計入口流量の調整弁による流量調整不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	真空掃除設備の試運転において、プレフィルタ及びバックフィルタの差圧計（2台）に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋ダスト放射線モニタ用吸引ポンプの入口圧力指示計の指針が脱落していたため、当該指示計を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系窒素ガス供給装置の窒素蒸発器への給水用配管凍結防止ヒータの被覆に一部剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	計装用空気系乾燥器の排気弁の点検において、当該弁体の廻り止めビスの外れ及びビスの曲りが認められたため、当該ビスを交換	D	
6	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計5本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
7	3号機	タービン建屋地階復水脱塩再生機器室内敷設の空調ダクト用サポートが外れていたため、当該サポートを修理	D	
8	3号機	補給水系タービン建屋除染用水元弁の点検において、弁体・弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁を修理	D	
9	3号機	原子炉隔離時冷却系蒸気管ドレントラップの点検において、フロートにき裂及び変形が認められたため、当該部品を交換	C	
10	3号機	非常用バッテリー灯（1台）の点検において、蓄電池バッテリーチェックタ イマ用つまみに破損が認められたため、当該つまみを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）ターニング装置の点検において、オイルシール部に油のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器上部温度検出器の点検において、検出部と保護管接続部のネジ山潰れが認められたため、当該接続部を交換	D	
13	3号機	主蒸気ヘッドドレンレベルスイッチの点検において、フロート連結棒の一部に摩耗及びスイッチ部の破損が認められたため、当該部を修理	D	
14	4号機	非常用バッテリー灯（11台）の点検において、バッテリーセルの電圧値の許容範囲超えが認められたため、非常用バッテリー灯を交換	D	
15	4号機	原子炉補機冷却水系ポンプ（B）ベント弁のハンドル部の銘板止めネジに外れが認められたため、当該ネジを取付	対象外	
16	6号機	主タービンの点検において、主蒸気フランジのボルト緩め時に、ボルトのカジリが認められたため、当該ボルトを交換	D	
17	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の点検において、電動機カバー内照明用フレキシブル電線管に脱落が認められたため、当該電線管を修理	D	
18	6号機	原子炉残留熱除去系ポンプ（C）入口弁のグランド部より水のリーク（小指1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	その他	構内保管品保管倉庫新設工事において、建設リサイクル法に基づく工事の届出の遅れが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで